

子育て家庭及び子ども・若者への 切れ目ない支援について

令和5年(2023年)5月31日
総合教育会議
子ども家庭部



【1 背景】

(1) 国の動き

こども家庭庁の設立(令和5年(2023年)4月)
「こどもまんなか社会」を目指した新たな司令塔

<今後のこども政策の基本理念>

- ・こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案
- ・全てのこどもの健やかなWell-beingの向上
- ・誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援
- ・こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援
- ・待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援に転換
- ・データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル

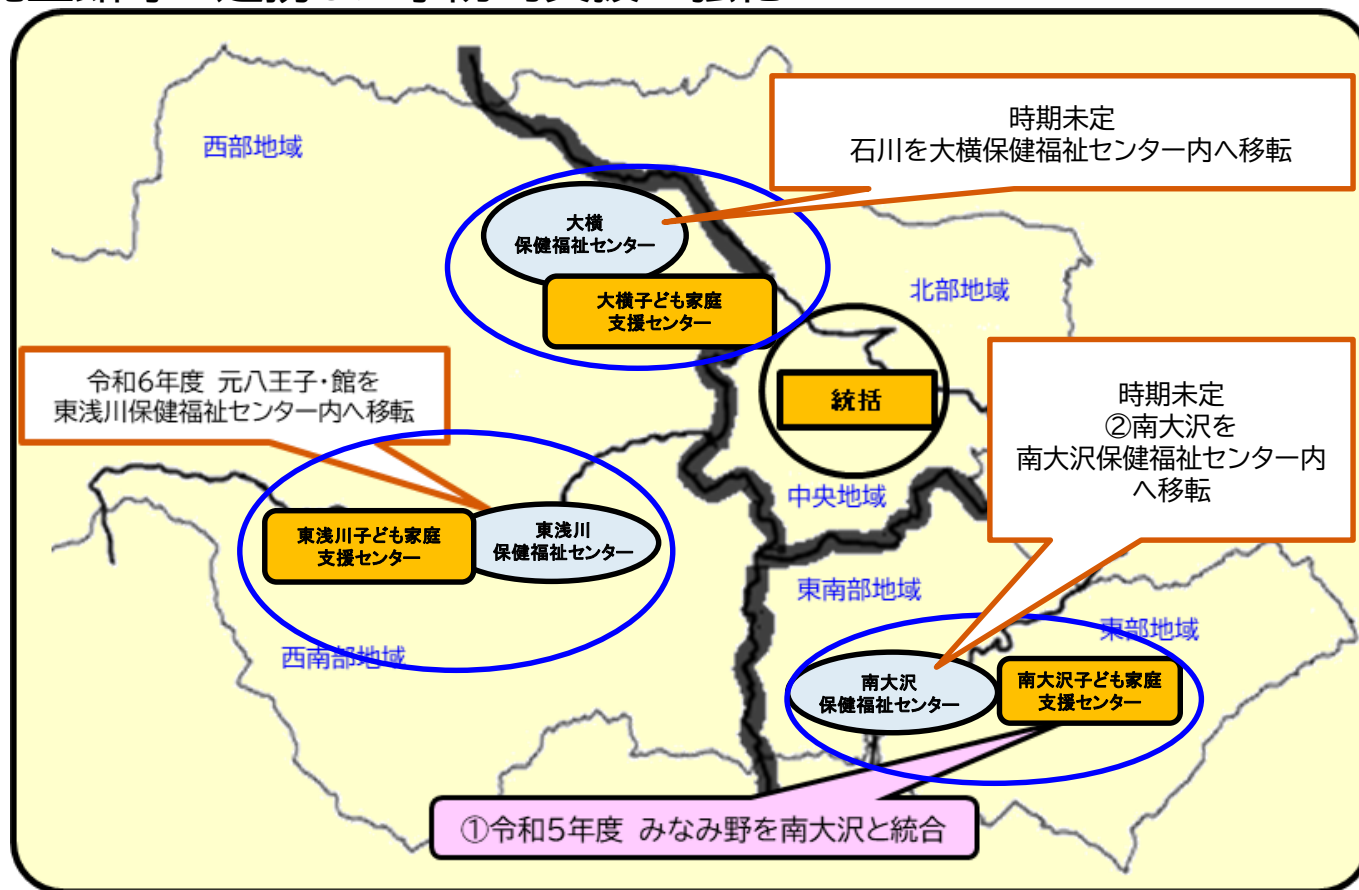
(2) 児童福祉法の改正

児童福祉と母子保健の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへ一体的に相談支援を行なう機能を有する機関「こども家庭センター」の設置に努めることとされた。

【2 子ども家庭支援センター】

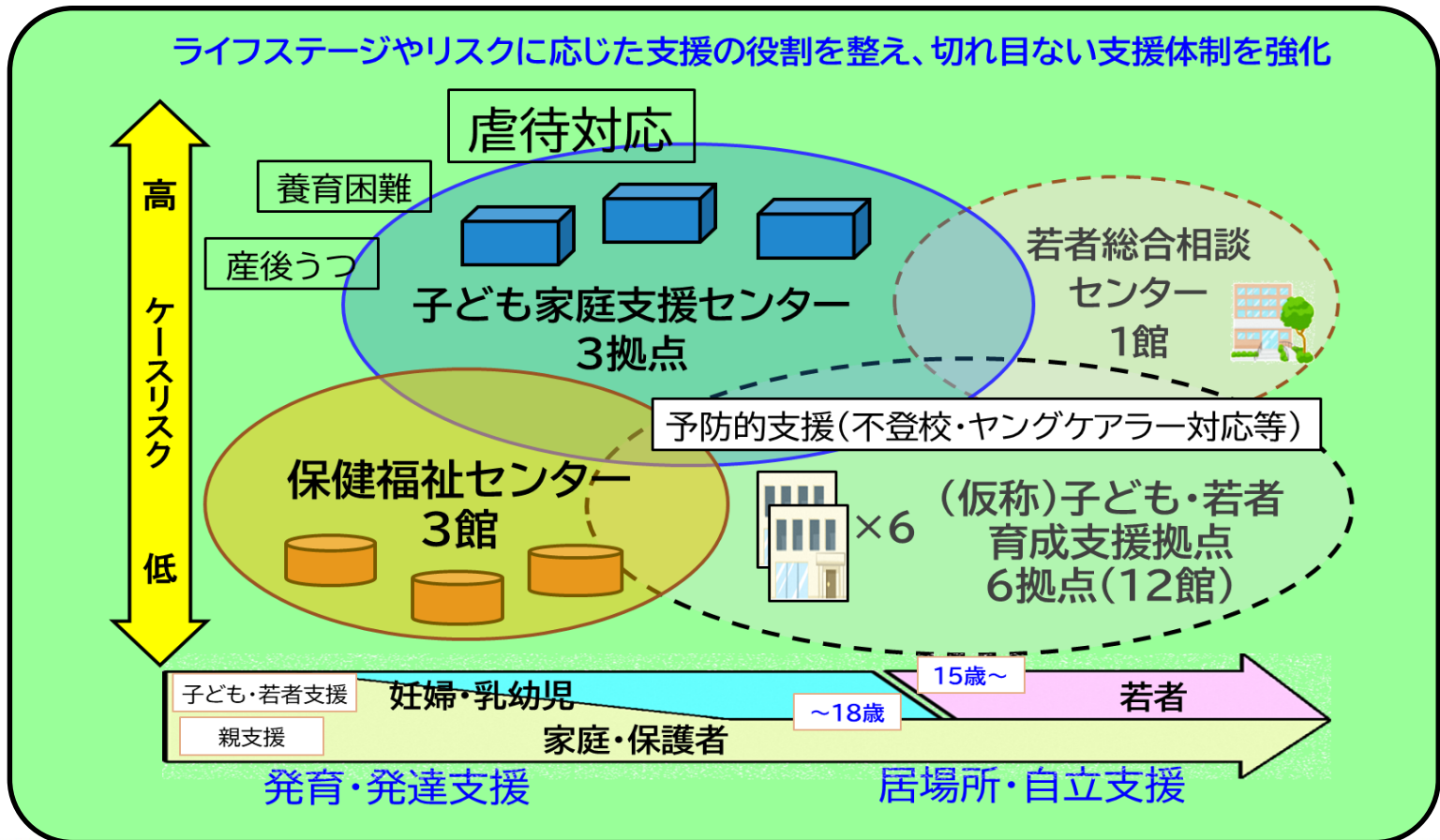
「こども家庭センター」の設置を見据えた整備(5か所⇒3か所)

- ・圏域を保健福祉センターと統一
- ・身近な相談場所として、子育てひろばの継続実施
- ・児童館等と連携した予防的支援の強化



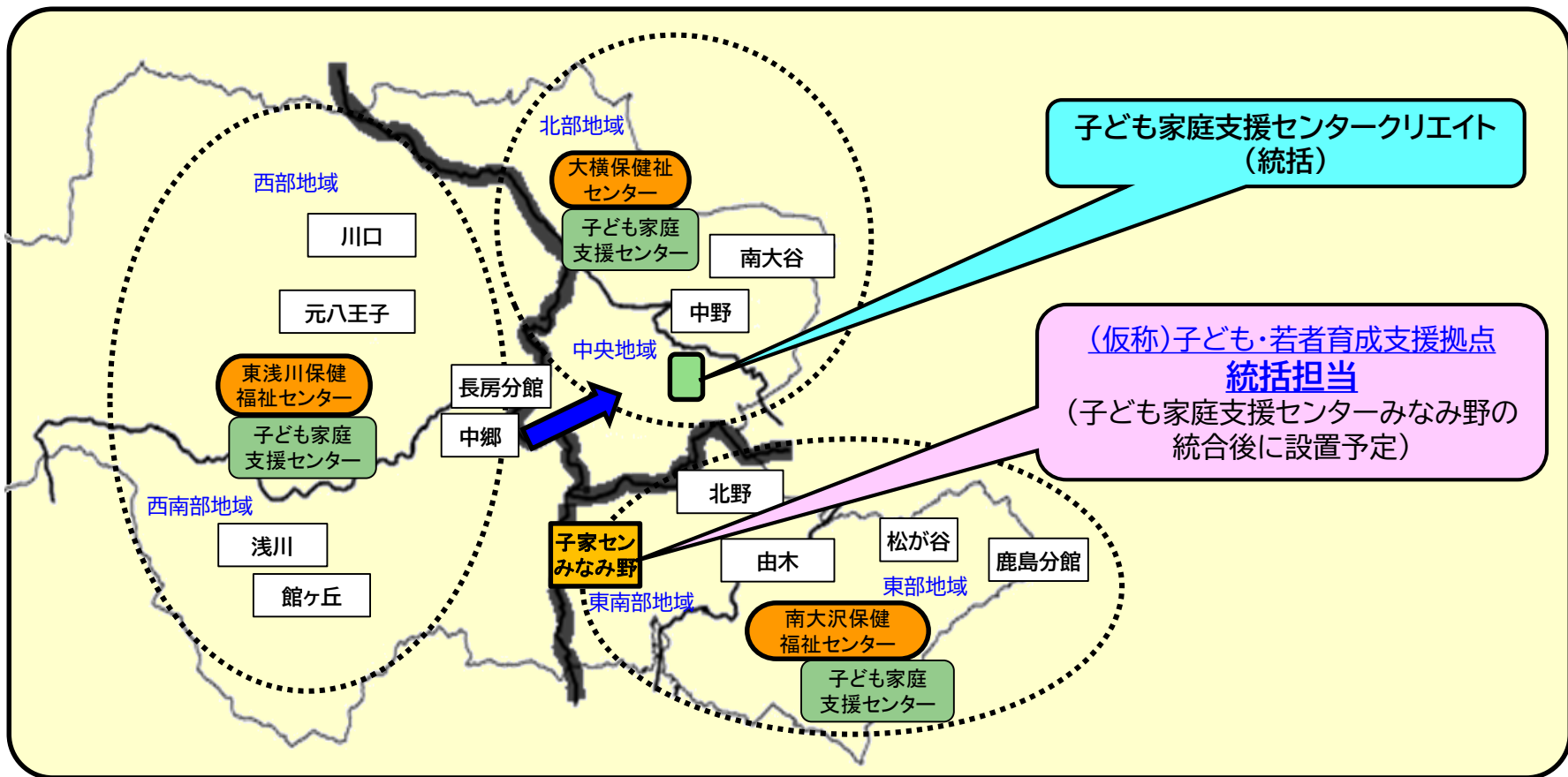
妊娠期から就学までの母子保健との連携強化

- ・「八王子版ネウボラ」の充実
- ・母子保健との一体的支援の実施
- ・地域課題に合わせた児童虐待の未然防止活動の強化



【3 児童館】

“児童館”は“(仮称)子ども・若者育成支援拠点”として支援を充実



健全育成・居場所づくり
【児童館機能】
※18歳未満



館外での支援、地域連携
アウトリーチ型支援
【子ども・若者育成支援機能】
※29歳までの子ども・若者

【参考】子ども・若者育成支援推進法 第13条
地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

アウトリーチ型支援とは

- ① 個別対応型(子ども家庭支援センター等の補完、18歳到達後の若者支援へのつなぎ)
例:教育委員会・学校と連携した不登校・登校渋りへの対応等
- ② 予防的・周知啓発型(ヤングケアラー等に対する周知啓発や地域の見守り環境づくり)
例:関係機関と連携した周知啓発・体験・交流イベント、放課後子ども教室等との連携
- ③ 意見表明・参画支援型(子ども・若者の意見表明の機会や地域につなぐコーディネート)
例:子ども☆ミライ会議、高校生提案発表事業、若者との交流事業(アンケート・ワークショップ)等

【4 幼児教育・保育センター】

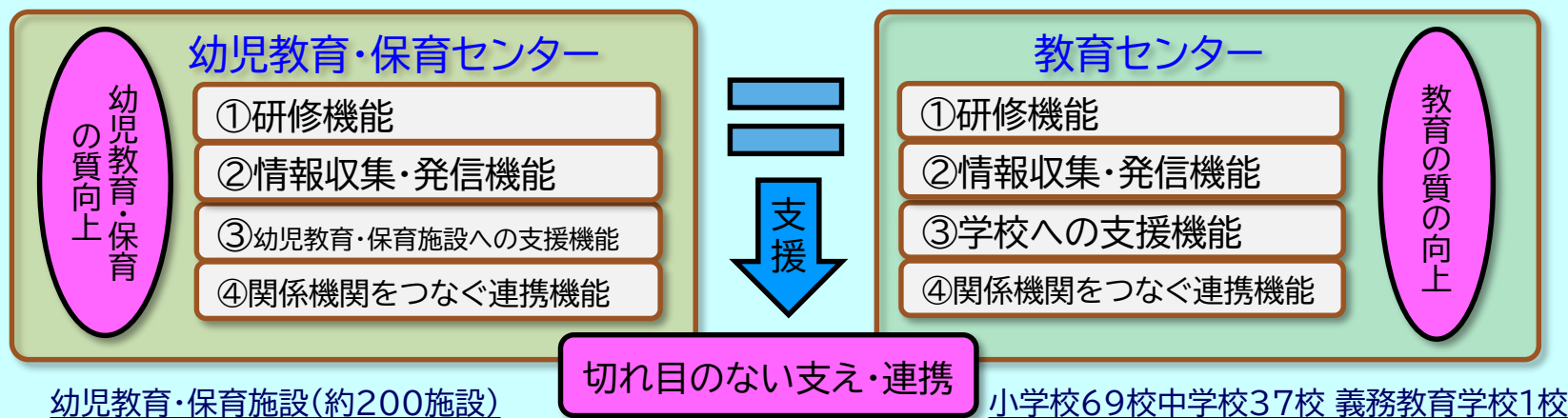
教育センターの教育研究所機能を活かし、教育センターと幼児教育・保育センターが、教員・保育者の研修、保護者の相談対応等を共同実施することにより、幼児期から就学後における切れ目のない支援を推進する。



令和5年度(2023年度)

本庁4階の「八王子市幼児教育・保育センター」を「八王子市教育センター」内へ移転

移転後のセンターの機能のイメージ



①研修機能の強化

垣根を越えて参加することで教育・保育の理解を深め、切れ目ない支援と学びの重要性を理解した人材の育成を図る。

幼児教育・保育センター	教育センター
保幼小子育て連絡協議会講演会・就学支援シート研修会・ハッチネットセミナー（発達障害の理解）	
研修参加により人材育成を図る	○特別支援コーディネーター研修 ○体罰・いじめ・不登校研修 ○専門性向上研修（特別支援・学級運営）
○誤嚥・安全管理研修 ○保育従者研修 ○インクルージョン研修	研修参加により人材育成を図る

②情報発信の強化

国や都の教育・保育に関する情報発信や各学校や保育施設の取組を発信することで教育・保育の質の向上の推進を図る。

③学校・保育施設の強化

特別な支援を必要とする子に関する支援を充実するため、巡回相談の連携を通じて課題を共有し理解を図る。

就学前の教育と福祉の連携で培ったものを就学後の円滑な学びへとつないでいく